

第23期佐世保市農業委員会第34回総会議事録

1 開催日時 令和2年3月27日(金) 13時30分から15時15分

2 開催場所 すこやかプラザ 8階講堂

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(16名)

針尾地区	原 和文	大野地区	牟田 昇
江上地区	北村 憲治	皆瀬地区	山口 良行
宮地区	坂口 要	中里地区	永田 富士夫
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員

相浦、九十九地区 伊賀崎 典正

宇久地区 菅 徳雄

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局次長 溝上 順
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 林 俊成
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第341号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第342号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第343号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第344号議案 非農地証明願について
第345号議案 非農地通知について
第346号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第347号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
第348号議案 農用地利用集積計画（案）について
第349号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第350号議案 農用地利用配分計画（案）について
第351号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報（案）について

報告1 農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告6 農用地利用配分計画解約通知について
報告7 農用地利用配分計画（案）の一部取り下げについて

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第34回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。桜も咲き始めて、ようやく春らしくなってきました。
世の中が新型コロナ一色となっており、一日も早い終息を願うばかりでございます。
また、このような時期だからこそ、農業の底力を示していく時だとも感じております。

食料に対する不安も生じかねない中、食料安保ということで、農業の価値も上がっていくのではないかと考えます。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は委員からの欠席届は出ておりません。よって出席委員数が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることをご報告いたします。なお、委員定数には関係ございませんが、相浦、九十九地区の伊賀崎推進委員、宇久地区の菅推進委員が欠席となっております。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、16番 赤木行秀委員、17番 松永信義委員、補充として18番 内野正実委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

第341号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第341号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の一筆の一部。地目は、登記田、現況休耕地。面積は990㎡です。転用目的は自動車修理工場用地。施設は、自動車修理工場・事務所1棟、建築面積200.69㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で特定土地改良事業等の施行に係る区域内の農地であるため、第1種農地となりますが、不許可の例外として、集落接続に該当しています。参考事項としまして、こちらは東明中学校から北東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.96m。法面保護をする。日照通風、建物高を加減、6.766m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。土地売買に関する契約書写し添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。土地改良区意見書添付。都市計画法許可申請受付書添付。なお、都市計画法については既に許可となっております。都市計画法関係は都市計画法第34条1号該当です。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番江上地区。

2 番 2番、川上です。3月22日に北村委員と現地確認を行いました。
国道202号線の4車線化に伴い整備工場の用地が買収にあたりまして、移転をするために転用申請が出ているものです。周辺は申請人の土地ばかりであり、影響はありません。よろしくお願いします。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。今、説明があったとおり、問題はないものと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第341号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第342号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第342号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、針尾地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾東町。地目は、登記畑、現況荒地。面積は480㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、建築面積204.54㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは西海橋町内公民館から西に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1m。擁壁を設ける。日照通風、緩衝地を設ける、幅約3m。建物高を加減、6m程度。排水計画、雨水は溜桝。污水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出されています。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、有福町の2筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は2筆合計337㎡です。転用目的は住宅建築。権

利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、建築面積110.13㎡です。併用地ありで、敷地全体面積は512.36㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは有福第一公園から西に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、5m程度。排水計画、雨水は溜樹。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。残高証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出されています。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、宮地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は2筆合計1,348㎡です。転用目的は太陽光発電。権利は、賃借権設定です。施設は、太陽光パネル324枚、パワーコンディショナー9台、設置面積は529.7㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは瀬道入口バス停から北東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。防護柵を設ける。日照通風、パネル高を加減、1.4m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。残高証明書添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は許可不要です。

4番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町。地目は、登記田、現況休耕地。面積は334㎡です。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転、売買です。施設は、駐車場12台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で市役所中里皆瀬支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは市役所中里皆瀬支所から東に約170mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.8m。土留め工事をする。日照通風、建築物はないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳の写し等添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は許可不要です。

5番、吉井地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原の4筆。地目は、登記畑、現況不耕作。面積は4筆合計707.10㎡です。転用目的は宅地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、軽量鉄骨造2階建、建築面積68.30㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉田乃館から東に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。防護柵を設ける。日照通風、建物高を加減、6m程度。排水計画、雨水は溜樹。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

6番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原の2筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は2筆合計1,018㎡です。転用目的は農家住宅建築用地。権利は、所有権移転、売買です。施設は、住宅1棟、木造2階建、建築面積121.71㎡。農業用倉庫1棟、木造平屋建、建築面積60㎡。併用地ありで、敷地全体面積は1,166㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉田乃館から南に約450mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。擁壁を設ける。日照通風、隣接農地と距離があるため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。面積超過理由書添付。農地法第3条取得農地の農地転用に係る理由書添付。こちらは農地法第3条で農地を取得した後、10年以内に転用が行われる場合に提出を求めています。今回の申請地での耕作をやめた理由及び転用申請を必要とする理由としましては、水がなく収穫量が少ないため耕作をやめることとなり、近隣の農地での営農の効率化を図るため、自宅を建てることとされています。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上6件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番針尾地区。

1 番 1番、有馬です。3月25日に原委員と現地確認を行いました。
借受人と貸渡人は親子関係で借受人が地元に戻ってきて家を建てるということです。
現在使われていない荒地を活用するとのことで、問題ないと判断しました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

原 委 員 針尾地区の原です。周辺には畑らしい畑もほとんどなく、問題はないと思います。

議 長 次に、2番江上地区。

2 番 2番、川上です。3月22日に北村委員と申請者で現地を見てまいりました。
借受人と貸渡人は親子関係で、周辺に影響は与えないものと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。周辺には若干農地がありますが、農地に影響するようなことはありませんので、問題ないものと思います。

議 長 次に、3番宮地区。

- 3 番 3番、阿波です。3月24日に坂口委員と申請代理人とで現地調査を行いました。
この案件は、昨年農振除外で審議したものの関連です。休耕地となっており、所有者も耕作目的で他人に貸し出す意向はまったくありません。転用されても仕方ないものと思います。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 坂口委員 宮地区の坂口です。ただいま阿波委員が説明されたとおりで、被害防除計画どおりに実行されるのであれば致し方ないものとして見てまいりました。
- 議 長 次に、4番中里地区。
- 1 1 番 11番、近藤です。3月23日に永田委員と一緒に現地をみてまいりました。
下には水田がありますが、転用目的が駐車場とのことで、問題はないものとみてまいりました。よろしくをお願いします。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 永田委員 中里地区の永田です。ただいま近藤委員が説明されたとおりです。
- 議 長 次に、5番、6番吉井地区。
- 1 3 番 13番、水口です。3月26日に近藤委員と一緒に現地をみてまいりました。
5番について、申請者は親子関係で同居されていたのですが、お子様も大きくなってきたとのことで、隣接地に住宅を建築されるものです。転用されても排水なり日照なり、周囲への問題は何かないと思います。
6番については、休耕地となっていたところに住宅を新築するというので、こちらも周辺への影響はないものと考えます。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 近藤委員 吉井地区の近藤です。ただいま水口委員から説明があったとおりです。
- 議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。
- 3 番 3番、阿波です。宮地区の案件は農振除外が行われたあとの申請なのですが、農地の集積・集約化を実施するうえでの支障の有無等をあらかじめ判断したいので、今後は農振除外の申請がなされる前に事前に地元委員にご連絡いただけませんか。

事務局 はい、そのような相談があった場合に地元農業委員に事前にお伝えいただくように、担当課の農業畜産課に要望したいと思います。

議長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。

15番 15番、西尾です。5番ですが、排水計画の中で雨水は溜桝に放流となっていますが、豪雨が降った際に、溜桝で処理できずにあふれ出てしまい、周辺農地に影響を及ぼすのではないかと懸念しております。

また、6番については雨水が自然流下となっていますが、こちらも周辺農地に流れてしまうのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 5番は、溜桝で雨水を一旦集めて、その後に水路に繋ぐかたちとなっておりますので問題ないかと思います。

6番ですが、譲受人が隣接で工務店をなされており、その用地に流れていく計画となっておりますので、そのあたりを踏まえた上での排水計画だと考えます。

議長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第342号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第343号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第343号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町。地目は、登記田、現況畑。面積は225㎡です。転用目的は工事用道路設置。権利は、賃借権設定、35か月です。施設は、工事用道路。併用地ありで、敷地全体面積は2,414㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小野町公民館から北西に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高3m。法面保護をする。日照通風、盛土高も低く、被害の恐れはない。排水計画、雨水は水路放

流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。資金証明書添付。法人登記簿、定款添付。農地復元計画書の内容としましては、盛土実施にあたっては、耕作土と盛土をシートで縁切りする。撤去時は、シート状の盛土を撤去し、耕作土を耕し耕作可能な状態へ復元する、となっています。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番、相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番、富川です。3月22日に伊賀崎委員と一緒に見てまいりました。

ここは以前行われた高速道路の工事の際にも、今回と同様に一時転用がなされまして、復元後はきちんと畑として利用されておりました。よって今回も問題ないものと思われました。以上です。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第343号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第344号議案非農地証明について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第344号議案非農地証明についてご説明します。

1番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、松瀬町の2筆。地目は、登記は両方ともに田、現況は宅地。面積は、204㎡と187㎡です。

願出の理由としては、昭和45年6月11日付、転用目的住家として、分筆前の地番で農地法第5条許可済み。昭和45年12月5日に目的通り完成した建物は、平成31年4月25日に取り壊されたが、その後も農地に復元していない。現在も宅地として利用。

参考事項としまして、こちらは、大野公民館前バス停より北へ約500mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

2番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、楠木町の1筆。地目は、登記畑、現況通路。面積は、128㎡です。

願出の理由としては、昭和26年頃より、宅地への進入路として使用開始。現在も宅地への進入路として利用。

参考事項としまして、こちらは、楠木バス停より東へ約50mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

以上2件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番大野地区。

9 番 9番、井手です。3月22日に牟田委員とともに現地を確認しました。

1番の案件ですが、市街化区域であり周辺も住宅地で囲まれているため、問題はないものと見てまいりました。

2番ですけども、大変昔から自宅へと通じる通路として利用されております。特に問題ありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

牟田委員 大野地区の牟田です。ただいま井手委員より報告があったとおりで、問題ありません。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第344号議案については、非農地として証明書を交付することとします。

次に、第345号議案非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、説明の前に、6ページ三川内地区の12番20番、10ページ中里地区の141番の削除をお願いします。

それでは、第345号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で195筆、面積98,999.22㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第345号議案について、3筆を除いて非農地通知を発出することとします。

次に、第346号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第346号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地潜木町の3筆、地目は登記田、現況田。面積合計3,430㎡、農振内白地及び農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地潜木町の2筆、地目は登記田、現況田。面積合計3,480㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地潜木町の2筆、地目は登記田、現況田。面積合計2,882㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地潜木町の1筆、地目は登記田、現況田。面積1,225㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

5番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地潜木町の1筆、地目は登記田、現況田。面積1,507㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番から5番、柚木地区。

8 番 8番、小川です。3月22日に、宮崎委員と現地を確認しました。

5件すべて同じ代理人からの申請で、1番から4番は地主である被相続人が死亡後、相続放棄された農地に係る申請です。これをどうにか農家さんへ売却し整理を行いたい

ということで財産管理人から相談があり、近隣の住民等いろいろな方に相談し、2年ほどかけてどうにか引き取り手を調整することができました。土地代については地区の相場からして最低価格としております。

1番から5番について、すべてこれまでと同様に水田として利用されますので、何も問題ないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。すべて基盤整備がなされた農地です。2年ほどかけて協議を行ってきたところですが、やっと結果をみることができました。先ほど説明があったとおり、対価についてもたくさんの意見があった中で、この価格でないと処分できないということでこの結果に落ち着きました。よろしくお願いします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第346号議案について、許可することとします。

次に、第347号議案農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について事務局より説明をお願いします。

事務局 第347号議案農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、ご説明いたします。

農地法第3条の許可を受け耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合、取得後50a以上の耕作面積を確保することが農地法第3条第2項第5号において必要とされています。この下限面積について、市町村は農業委員会で別段面積を定めることができるようになっております。また、農林水産省の通知により別段面積の設定や修正の必要性については、毎年農業委員会で検討することとなっております。よって、今後の別段面積を以下のとおり提案いたします。

別段面積とその適用地域については、記載のとおりであり、昨年と変更はありません。変更なしの理由ですが、次ページの参考にあります経営耕地面積については農林業センサスのデータを基にしています。この農林業センサスは5年ごとに行われている調査であるため、基礎数字が昨年と変わりません。また、一番下に記載しているとおり農地法施行規則第17条第1項第3号により設定区域内においてその定めようとする耕作農家

数が、当該設定区域内の全農家数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであることと規定されています。なお、この別段面積については、周知、公表することとなっております。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

3 番 3番、阿波です。昨年の審議の際に下限面積を下げてはどうかという意見が出て、農政対策推進検討委員会で協議するとのことでしたが、今回も変更なしと判断されたということでしょうか。

事務局 昨年の審議の際に、確かにそういった意見が出たため、昨年4月に農政対策推進検討委員会で議論しております。

その中で、現状のまま変更の必要がないとの結論に至りました。なお、農地法施行令において、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである場合はその下限面積の不許可の例外を適用できると規定されておりますので申し添えます。

議 長 他に何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第347号議案について承認いたします。
次に、第348号議案農用地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第348号議案農用地利用集積計画(案)についてご説明いたします。
利用権の設定として、針尾地区3件、江上地区2件、三川内地区9件、早岐地区2件、日宇地区1件、柚木地区1件、皆瀬地区5件、中里地区2件、相浦、九十九地区1件、世知原地区4件、宇久地区3件、江迎地区9件、鹿町地区2件の計44件、解除条件付設定が柚木地区1件、所有権の移転が針尾地区1件、江上地区1件、宮地区2件、世知原地区1件の合計50件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、利用権設定の6番三川内地区は中里推進委員、18番柚木地区は浦委員の関連となりますので、先行して審議をお願いいたします。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 6番三川内地区については、中里推進委員の案件ですので、先に審議します。中里推進委員は一時退室をお願いします。

～中里推進委員退席～

議 長 6番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、6番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 6番の案件につきましては、承認いたします。中里推進委員につきましては入室し、着席してください。

～中里推進委員着席～

議 長 次に、18番の柚木地区につきましては、浦委員の案件ですので、先に審議いたします。浦委員は一時退席をお願いします。

～浦委員退席～

議 長 18番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、18番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 18番の案件につきましては、承認いたします。浦委員につきましては入室し、着席してください。

～浦委員着席～

議 長 はい、それでは6番、18番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃ

やいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、6番、18番を除く案件についての採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 それでは、第348号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので、(案)を削除してください。

続きまして、第349号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第349号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)につきましてご説明いたします。農地中間管理機構への貸付は、宮地区3件、三川内地区1件、吉井地区1件の計5件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第349号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第350号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 農用地利用配分計画(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して配分解約通知がなされておりますので、報告6を先にご報告いたします。36ページをご覧ください。報告6農用地利用配分計画解約通知について、宮地区2件、三川内地区1件の計3件受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、議案に戻ります。農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、

宮地区5件、三川内地区3件、吉井地区1件の計9件計画されています。

こちらは、佐世保市長より農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第349号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第350号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

続きまして、第351号議案佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第351号議案佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について、ご説明いたします。

毎年1月から12月までの間に公告が完了した、農地の貸し借りに係る賃借料を算出しております。算定の基礎としては、毎月ご審議していただいております農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定で、かつ、賃借権が設定されている案件が対象となります。なお、審議案件の数や、金額の設定など、個々の契約内容が異なるため、毎年の結果について波があっている状況です。

今回の結果についてですが、まず、「1田(水稻)の部」に関しては、宇久を除く旧合併町に関しては前回に比べ増加しているものの、それ以外は減少となっています。

次に、「2畑(飼料作物)の部」ですが、今回、宇久地区が大幅な増加となっています。これは、宇久メガソーラー事業によるものです。

最後に、「3畑(その他)の部」ですが、普通畑・ハウスに関しては減少、樹園地(みかん等)に関しては増加という結果になっています。

繰り返しになりますが、貸し借りに係る賃借料については、その年その年の貸し手、借り手の皆さんの状況や圃場の条件などによって、大きく変動することが考えられます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

3 番 3番、阿波です。旧佐世保市の田の賃借料について、基盤整備地の方が未整備地より安いのですが、これは何か理由があるのですか。また地元の方々からよく賃借料についてお問い合わせがあるのですが、後もってでいいので、地区別の賃借料を教えてください。教えてください。

事務局 賃借料については、基準に従って平均値を算出したもので、結果の分析までは行っておりません。また地区別の賃借料については、計算に使用した個々のデータがあるので、それをお見せすることはできます。

議長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第351号議案は、すべて承認されました。(案)を削除願います。

これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。

報告1農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について、ご説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請の局長専決事項として、日宇地区で2件許可しております。

以上ご報告いたします。

議長 報告2農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告2農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和2年2月26日及び3月17日付局長専決事項として、大野地区1件、相浦、九十九地区1件の計2件を受理しております。

以上、ご報告いたします。

議長 報告3農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告につ

いて事務局の説明をお願いします。

事務局 報告3農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和2年2月25日及び令和2年3月6日、9日付局長専決事項として、日宇地区2件、大野地区1件、中里地区1件の計4件受理しております。

以上、ご報告いたします。

議長 報告4農地転用許可不要案件の受理について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告4農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。

農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、宮地区1件、早岐地区1件、吉井地区1件、電気事業にかかる案件として三川内・早岐・日宇地区1件、三川内・柚木地区1件、日宇地区2件、相浦、九十九地区1件を受理しております。

以上、報告いたします。

議長 報告5裁判所及び法務局への農地現況回答について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告5裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。

法務局における地目変更登記申請に伴い、日宇地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。

以上報告いたします。

議長 報告6農用地利用配分計画解約通知については、先ほど議案の中で事務局より説明がありましたので次にまいります。

報告7農用地利用配分計画（案）の一部取り下げについて事務局の説明をお願いします。

事務局 報告7農用地利用配分計画（案）の一部取り下げについて、報告いたします。取り下げとなった経緯といたしましては、令和2年1月14日付けで「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見照会について（依頼）」を受け、令和2年1月27日の第32回農業委員会総会第328号議案にて審議し、第327号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）の公告が令和2年1月31日に完了したことから、令和2年2月3日付けで農業委員会として異議なしとの回答をしていました。

この回答を受け、佐世保市（農業畜産課）は、同日付けで長崎県農業振興公社あて配分計画（案）の提出を行っていましたが、下記農業者において農業経営維持が困難という事態が発覚し、農地中間管理事業として実施することが適当と認められなくなったため、配分決定公告の前に農用地利用配分計画（案）を令和2年2月28日付で一部取り

下げた旨、佐世保市長より通知がなされたものです。

以上ご報告いたします。

議 長 以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 【令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見に対する回答書について】
【第24期農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の公募状況について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第34回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。